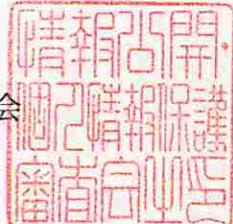


情報個審第1116号  
令和元年8月1日

弁護士 山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の写しの送付について

下記の事件については、令和元年8月1日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮詢番号：令和元年（行情）諮詢第86号

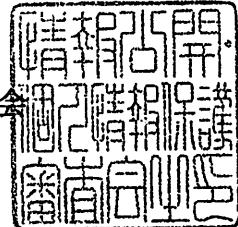
事 件 名：大阪国税不服審判所（支所含む）の職員配置図（最新版）の一部開示決定に関する件

写

情報審第1115号  
令和元年8月1日

国税庁長官 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定に基づく下記の諮詢について、別添のとおり、答申書を交付します（令和元年度（行情）答申第155号）。

記

諮詢番号：令和元年（行情）諮詢第86号

事件名：大阪国税不服審判所（支所含む）の職員配置図（最新版）の一部開示決定に関する件

諮詢庁：国税庁長官

諮詢日：令和元年6月12日（令和元年（行情）諮詢第86号）

答申日：令和元年8月1日（令和元年度（行情）答申第155号）

事件名：大阪国税不服審判所（支所含む）の職員配置図（最新版）の一部開示  
決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

大阪国税不服審判所（特定支所A及び特定支所Bを含む。）の職員配置図（最新版）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月4日付け大管総77により大阪国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

##### （1）審査請求書

執務室等の配置、形状、配席等の状況に関する記載が公にされたとしても処分庁が想定するような弊害が発生するとは思えないから、これらの記載は不開示情報に該当しないといえる。

##### （2）意見書

最高裁判所事務総長は、「最高裁判所は、我が国唯一の最上級裁判所として裁判手続及び司法行政を行う機関であり、最高裁判所判事や事務総局の各局課館長は、裁判所の重大な職務を担う要人として、襲撃の対象となるおそれが高く、その重大な職務が全うされるように、最高裁判所の庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある。」と考えている。

ところで、平成31年4月時点の最高裁判所の職員配置図等はインターネットで公表されているところである。

また、最高裁判所の構内図及び庁舎平面図を含む書籍が、現在でも日本の古本屋HPにおいて誰でも購入できる状態となっている。

しかし、それによって最高裁判所の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされているわけではないと思われる。

そのため、このような最高裁判所における事例からすれば、大阪国税不服審判所の執務室等の配置、形状及び規模並びに配席等の状況に関する情報は不開示情報に相当しないといえる。

### 第3 索問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成31年3月4日付け大管総77により、本件対象文書の一部について法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、「本件部分開示決定を取り消すとの決定を求める。」として、原処分において不開示とした大阪国税不服審判所、特定支所A及び特定支所B（以下、併せて「本件審判所等」という。）の各執務室等の配置、形状及び規模並びに配席等の状況が記載された部分（以下「本件不開示部分1」という。）と本件審判所等の直通番号や内線番号が記載された部分（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

##### （1）本件対象文書について

本件対象文書は、本件審判所等の配席図であり、各執務室等の配置、形状及び規模並びに当該執務室の配席等の状況に係る情報のほか、住所、電話番号等が記載されているものである。

なお、当該配席図は、専ら国税職員の執務の便宜のため作成されたものであり、公にされているものではない。

##### （2）本件不開示部分1について

本件不開示部分1の本件審判所等の各執務室等の配置、形状、配席等の状況に関する情報は、公にすることにより、国税不服審判所の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当する。

##### （3）本件不開示部分2について

本件不開示部分2の本件審判所等の直通番号や内線番号に関する情報は、各職員等に割り当てられた固有の連絡先であり、公にすることにより、いたずら等に使用されるおそれがあり、通常業務に必要な連絡、緊急の連絡、外部との連絡に支障を及ぼすなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに

規定する不開示情報に該当する。

なお、別紙に掲げる部分については、公にしても、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことから開示することとする。

### 3 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別紙に掲げる部分については、開示すべきであるが、その他の部分については、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 令和元年6月12日 | 諮詢の受理             |
| ② 同日        | 諮詢庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同月27日     | 審議                |
| ④ 同年7月8日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同月18日     | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ 同月30日     | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮詢庁は、別紙に掲げる部分は開示することが相当であるとし、その余の部分は、法5条6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして、当該部分（以下「本件不開示維持部分」という。）をなお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、大阪国税不服審判所、特定支所A及び特定支所B（本件審判所等）の配席図であり、本件不開示維持部分には、各執務室等の配置、形状、規模及び配席並びに内線番号の状況に係る情報が記載されていると認められる。
- (2) 原処分の時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、そのような事実は把握していないとのことであった。
- (3) そこで検討すると、平成29年度（行情）答申第190号ないし同第

194号等の先例答申でそれぞれ示された判断と同様に、本件審判所等が行う業務の内容等を踏まえれば、本件不開示維持部分である各執務室等の配置、形状、規模及び配席を公にすると、同審判所等の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、また、各職員に割り当てられたと認められる内線番号を公にすると、いたずらや偽計目的に使用されるおそれがあり、緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、同審判所等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (4) なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記（3）のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の公的機関の配席図等が開示された例があったとしても、他の公的機関による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記（3）の判断を左右するものではない。
- (5) 以上より、本件不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙（諮詢庁が開示することが相当とする部分）

- ・ 1枚目最下段の不開示部分
- ・ 2枚目最下段の不開示部分の前から1文字目ないし5文字目及び後ろから1文字目ないし4文字目
- ・ 3枚目最下段の不開示部分の前から1文字目ないし5文字目及び後ろから1文字目ないし4文字目